

労働者派遣事業 マージン率等の情報提供について

① 令和3年4月1日付け 派遣労働者数

25人

② 令和3年4月1日付け 派遣先事業所数(実数)

22事業所

③ 令和2年度(令和2年8月1日～令和3年3月31日)労働者派遣に関する料金の額の平均額

15,983円(8時間 全業務平均)

④ 令和2年度(令和2年8月1日～令和3年3月31日)派遣労働者の賃金の額の平均額

11,233円(8時間 全業務平均)

⑤ 令和2年度(令和2年8月1日～令和3年3月31日)マージン率

29.7%

$$\text{マージン率} = \frac{\left[\begin{array}{l} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの賃金の額の平均額} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{l} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right]}$$

※百分率(%)表記にした場合に、小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入すること。
※マージン率の情報提供に当たっては、常時インターネットの利用により広く関係者、とりわけ派遣労働者に必要な情報を提供することを原則とする。
※また、マージン率に含めている教育訓練に要する経費、福利厚生費、社会保険料等の事項についても示すなど、派遣労働者が自社のマージン率について理解しやすくすることが望ましい。

⑥ 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を

締結している

当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 (全ての派遣労働者)

当該労使協定の有効期間の終期 (令和 3年 7月 31日)

締結していない

※協定の締結の有無等の情報提供に当たっては、常時インターネットの利用により広く関係者、とりわけ派遣労働者に必要な情報を提供することを原則とする。

⑦ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練内容 (注) キャリアアップに資する教育訓練に関する計画内容を示すこと。

訓練種別	対象者となる派遣労働者 雇入時・派遣中・待機中など	訓練方法 OJT・OFF-JT	訓練費用負担額 無償・有償	賃金支給 有給・無給
新規採用者訓練	雇入時	OFF-JT	無償	有給
介護スキル初期訓練	派遣中	OJT・OFF-JT	無償	有給
キャリアアップ研修	派遣中	OFF-JT	無償	有給

キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先 相談窓口 派遣元責任者 電話番号 06-4256-3551

⑧ その他の労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項(福利厚生など)

社会保険加入率 91.6% マージンに占める社会保険負担額の比率 23.1%

※マージン率の内訳 ※ 法定福利費：社会保険料/雇用保険料/労働保険料等

- 年次有給休暇：派遣社員の有給休暇賃金
- 募集広告費：派遣登録者募集の広告費、採用費
- 雇用管理費：採用・求人紹介、人事委託費、就業管理にかかるシステム維持管理及び改修費
- 事業運営費：派遣事業運営費、人件費、地代家賃、水道光熱費等の事業維持費、他

ジェイグレード合同会社

許可番号 派27-304644